

特定公共賃貸住宅入居者募集案内

特定公共賃貸住宅は、**中堅所得者層**を対象として、良好な環境で低廉な家賃の賃貸住宅を供給するため建設されたものです。

福岡町地区に西干場市営住宅団地内に特定公共賃貸住宅（3戸）が併設されています。

<建築概要>

名 称	西干場特定公共賃貸住宅
所在地	高岡市福岡町福岡新 413 番地 3
構 造	鉄筋コンクリート造 耐火構造
階 数	1 階～3 階
戸 数	3 戸
タイプ	2LDK

1. 申込書の交付・受付

(1)申込書の交付・受付は、高岡市役所(6階)建築政策課市営住宅係で取り扱っています。

(2)受付は午前8時30分から午後5時15分まで行っています。

(ただし、土曜・日曜日及び祝日を除きます。)

2. 申込者の資格 次の(1)～(5)のすべての条件を満たすことが必要です。

(1)同居親族要件

同居または同居しようとする親族（事実上婚姻関係にある人、その他婚姻の予約者を含む）がある方

(2)入居収入基準

申込者と同居しようとする親族の収入を含め（2人以上の収入がある場合は所得金額を合算）、諸控除後の収入月額が次の金額であること。

158,000円～487,000円

(ただし123,001円以上で、将来収入の上昇が見込める方は申込みできます。)

(3)納税要件

地方税等を滞納していない方

(4)住宅必要要件

自己所有の住宅をお持ちの方は、原則として入居申し込みはできませんが、持ち家の場所・勤務先などの状況などにより、自らの住居が必要とする場合は該当します。

(5)その他

入居者または同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律二条第六項に規定する暴力団員でないこと。

◎収入月額の算定方法

$$\text{収入月額} = \frac{\text{(A) 入居世帯の年間総所得金額} - \text{(B) 諸控除額}}{12}$$

(政令月収)

※所得者が2人以上いる場合は、それぞれに求めた年間所得金額を合計した金額が入居世帯の年間総所得金額になります。

(A) 年間総所得金額（基本的に下記の1から3に該当する金額）

1. 給与所得者……給与所得控除後の金額
2. 事業所得者……事業所得金額
3. 年金受給者……雑所得金額

(B) 諸控除額（基本的控除(1)のほかに、該当する控除(2)～(8)があれば加算）

諸控除額＝基本的控除＋その他の控除

基本的控除

控除の種類	控除額
(1) 同居親族及び扶養親族控除	38万円×人数

その他の控除

控除の種類	控除額
(2) 基礎控除	所得から10万円を限度に控除
(3) 老人扶養親族控除（控除対象配偶者含む）	10万円×人数
(4) 特定扶養親族控除	25万円×人数
(5) 特別障がい者控除	40万円×人数
(6) 障がい者控除	27万円×人数
(7) ひとり親控除	所得から35万円を限度に控除
(8) 寡婦控除	所得から27万円を限度に控除

家賃（入居者負担額）・敷金および諸経費について

特定公共賃貸住宅は、下表のとおり契約家賃が設定されています。入居者の収入（下表の収入区分）に応じ、市が契約家賃を減額して実際に支払う入居者負担額を決めています。

(1)家賃・敷金

区分		団地名・部屋タイプ
		西干場 2LDK
契約家賃（1ヶ月分）		73,700円
敷金（契約家賃の3ヶ月分）		221,100円
収入月額 (政令月収)	158,000円～186,000円	44,200円
	186,001円～214,000円	47,900円
	214,001円～259,000円	51,500円
	259,001円～350,000円	55,200円
	350,001円～487,000円	58,900円

(2)入居者負担諸経費

①共益費

- ・共用部分の電気、水道及び消雪設備の電気使用料（西干場）
- ・エレベーターの使用に要する電気使用料
- ・その他共用とみなされる部分の維持費

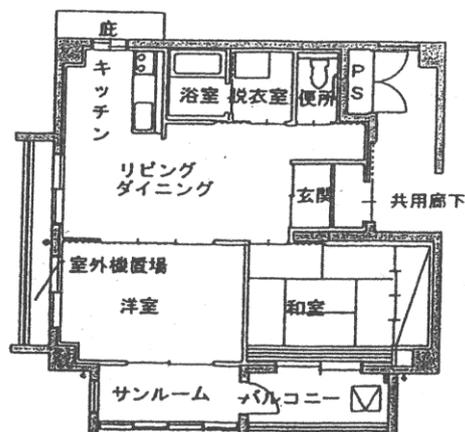
②その他費用（入居時に各居室の照明器具・ガステーブルなどが必要です。）

- ・各戸の電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- ・畳の表替え、破損ガラスの取替えなど軽微な修繕及び給水栓、照明灯
- ・付帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用
- ・住戸内の維持・管理費

(3)駐車場

- ・西干場団地には専用駐車場があり、1台分が料金無料で2台目以降は1台につき1ヶ月あたり4,500円（※台数に限りがあります）で利用できます。

2LDK平面図(71.60㎡)



3. 申し込みに必要な書類

契約書：連帯保証人の印鑑証明・所得証明書を添付

<申込者が市内在住の場合>

- (1) 特定公共賃貸住宅入居申込書
- (2) 同意書（市税課税情報についての調査同意書、退去修繕に関する同意書）
- (3) 地方税等を滞納していないことを証明するもの
（市町村長の発行する家族全員の納税証明書(過去 2 ヶ年度分)）
- (4) 申込者及び同居を予定する親族全員の個人番号カードまたは個人番号通知カード
- (5) 婚姻を予定している方については、婚約証明書（当課の所定様式）
※入居後 1 か月以内に婚姻し、届け出が必要となります
- (6) その他入居審査に必要な書類を求める場合があります。

<申込者が市外在住の場合>

- (1) 特定公共賃貸住宅入居申込書
- (2) 住民票
- (3) 退去修繕に関する同意書
- (4) 申込者及び同居を予定する親族全員の所得を証明するもの
（市町村長の発行する所得証明書※中学生以下の方は必要ありません。）
- (5) 地方税等を滞納していないことを証明するもの
（市町村長の発行する家族全員の納税証明書(過去 2 ヶ年度分)）
- (6) 婚姻を予定している方については、婚約証明書（当課の所定様式）
※入居後 1 か月以内に婚姻し、届け出が必要となります
- (7) その他入居審査に必要な書類を求める場合があります。

4. 申し込みについて

- (1) 申込書は原則として入居者本人が持参してください。
- (2) 申し込み時点と入居可能時点で資格に相違があった場合、入居できないことがあります。
- (3) 申込書その他の提出書類に虚偽の記載があった場合は、申し込み及び入居決定は無効となります。
- (4) 申込書はお返ししません。

5. 入居決定者の手続きについて

入居決定通知後、10日以内に入居手続きを行って下さい。

問合先：建築政策課市営住宅係
電話（0766）20-1403